

入札説明書

令和8年度ふぐ処理適正化推進委託業務仕様書

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
令和8年度ふぐ処理適正化推進委託業務
- (2) 業務内容
令和8年度ふぐ処理適正化推進委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 期間
令和8年7月1日（水曜日）から令和9年3月31日（水曜日）まで
- (4) 業務場所
仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格について

- (1) 必要な資格
次の（ア）～（ク）のすべてに該当する者であること。
 - （ア）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - （イ）物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者
 - （ウ）（イ）の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者
 - （エ）徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
 - （オ）徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
 - （カ）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされていない者であること。
 - （キ）1の（1）に掲げる特定役務と同種の業務の履行実績がある者であること。
 - （ク）業務の履行について、必要な能力及び経験を有する技術者を配置できる者であること。
- (2) 資格審査の申請の方法
2の（1）のイにおいて、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して入札の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階
徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話 088-621-2067
ファクシミリ 088-621-2828
電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所・期間について

- (1) 交付場所
徳島県ホームページで無償で交付する。
なお、仕様の変更があった場合、徳島県ホームページで通知する。
- (2) 期間
令和8年6月3日（水）から令和8年6月22日（月）正午まで

4 問合せ等について

- (1) この入札についての問合せ先
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県生活環境部安全衛生課 食品安全・生活衛生担当
電話番号 088-621-2229
ファクシミリ番号 088-621-2848
電子メールアドレス anzeneiseika@pref.tokushima.lg.jp
- (2) 問合せの方法及び受付期間
問合せについては、ファクシミリまたは電子メールによるものとする。
ファクシミリについては別紙「仕様書に関する質問書」を使用して問合せを行うこと。
なお、期間についてはおおむね入札参加申込書等の提出期限の3日前（土、日、祝日は含めない）までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。
- (3) 資料の閲覧期限及び場所
この事業に係る資料（システム操作説明書、ソースコード等）については、事前に連絡の上、閲覧することができる。
 - ア 期間
令和8年6月3日（水）から同年6月22日（月）まで（月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）を除く。）の午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - イ 場所
4（1）に同じ
 - ウ 機密保持誓約書の提出
閲覧を希望する者は、「機密保持誓約書様式」により、機密保持誓約書を提出すること。（閲覧当日の提出可）

5 入札手続等について

- (1) 入札及び開札執行の日時及び場所、入札書の提出方法
 - ① 日時
令和8年6月22日（月） 午後2時
 - ② 場所
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県庁 10階 とくしま消費者行政プラットホーム会議スペース
 - ③ 入札書の提出方法
直接持参
- (2) 入札の方法等

- ① 入札の方法
「令和8年度ふぐ処理適正化推進委託業務仕様書」の総価で行う。
- ② 入札書の作成、提出等
入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。
 - ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。
 - イ 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。
 - ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。
代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 「入札物件」は、物件名を明確に記載すること。
 - オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。
この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。
 - カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。
 - (ア) 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。
 - (イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の地位及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。代理人が法人又は組合等の社員である場合は、法人又は組合等の住所、法人名又は組合名等（支社・支店名等）及び氏名を記載することでも可とする。
 - キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
- ③ 入札書の提出 入札参加資格を満たす入札者は本入札概要書及び徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）に基づき入札書を「5（1）入札及び開札の日時及び場所」の日時、場所に提出すること。
- ④ 入札者
入札は、入札参加資格を満たす本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」を提出するものとする（「委任状記載例」参照）。
- ⑤ 再度入札
開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、入札参加者又はその代理人が全員立会いしている場合は、開札後ただちに再入札を行う。
再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。
最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- ② 記名のない入札
- ③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの
 - ウ 「入札物件」で物件名及び数量（数量については、特に指定した場合を除く）の記載のないものまたは記載を誤ったもの
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの
- ④ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑤ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- ⑦ 郵便によりした入札
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。入札者が立ち会わないときは、この入札に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、2に規定する入札参加資格を満たすと認められたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

6 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

4(1)に同じ

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

7 その他

入札参加者及びその代理人が提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、身分証明書等（顔写真入り）の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できないものとする。

る。

委任状における受任者及び入札書における代理人の住所が法人又は組合等の住所であるときは、法人又は組合等の顔写真付きの社員証等を持参すること。

8 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあっては旨了解の上入札すること。

II 提出書類一覧表

1 入札書提出時

(1) 入札書等

① 入札書 1通

② 委任状（代理人が入札する場合） 1通

(2) 留意事項

入札直前に、入札書記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

2 再入札時

(1) 入札書及び封筒の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

入札直前に、記載内容の確認を行うので、再入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。